

令和7年第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 加悦委員 那須委員

6. 議 事

- (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第6号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意
解約について

事務局 定刻前ですが皆様お揃いですので、只今から令和7年第2回農業委員会
総会を開催いたします。本日は、委員全員ご出席ですので、本総会が
成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさ
せて頂きます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 2月になり寒波が襲来し体調をくずされた委員もいらっしゃるかと思
います。今後、寒波が再来するとの予報もありますので、ご自愛をお願
いします。また、今委員の任期も半ばとなりました。新年度は、遊休地
解消事業で新規企画を計画しています。委員お一人お一人のご協力をお
願い致します。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第３の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第５条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、加悦委員さんと那須委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号１番について確認委員の上村委員より説明をお願いします。

上村委員 記載事項のとおりでありました。特に問題ないと思われます。

境議長 補足説明があれば事務局よりお願い致します。

事務局 申請番号１番について説明します。地図は５ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で５分、農業年数は８年、農機具を所有し、主たる作物露地野菜になり、３条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号１番について、委員さんのご意見はありませんか。

芥川清委員 経営面積が空欄なのはなぜか。

事務局 親子で経営さえているため申請者の農地は台帳に載っていないためです。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認致します。次に、申請番号2番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。

上村委員 新規就農の申請となります。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約10km、農機具を所有し、主たる作物は米、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われます。兄弟間の贈与で、新規就農のため、営農計画書が提出されています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

加悦委員 新規就農ですが、年齢は何歳ですか。

事務局 申請者は62歳です。

鎌賀副会長 営農計画ではどのような計画となっていますか。

事務局 玉ねぎと米の栽培を計画されています。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 九州電力からの払いさげで、詳細の内容については、事務局から説明があると思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお

願います。

- 事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地である畑は 4 名の共有で取得され、4 名共有で所有している雑種地との交換となります。譲受人 1 人目について申請地までの通作距離は車で 50 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物はミカンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。譲受人 2 人目について申請地までの通作距離は車で 45 分～50 分、農業年数は 51 年、農機具を所有し、主たる作物は米、ミカンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。譲受人 3 人目について申請地までの通作距離は車で 45 分～50 分、農業年数は 55 年、農機具を所有し、主たる作物はイチゴになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。譲受人 4 人目について申請地までの通作距離は車で 50 分、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物はミカンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について、確認委員の宮本委員より説明をお願いします。
- 宮本委員 親類間の譲渡です。特に問題無いと思われます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 20 分で、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。親族間の生前贈与で、新規就農のため営農計画が提出されています。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんの

ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第4号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。

中村委員 現地確認で確認しましたが、特に問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は11ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、高柳町の借家に居住する個人で、新たに住宅を建築する計画を建てたところ、申請地は住環境の整った地域にあり土地所有者である祖父から譲ってもらえることになったため、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内にある第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局	申請番号 2 番について説明します。地図は 12 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、岩古曾町で老人ホーム運営等を行う法人です。経営する老人ホームの利用者増加に伴い駐車スペースが不足するため、新たに駐車場とする土地を探していたところ、申請地は老人ホームに隣接しており、十分な広さも確保できると考え、今回の転用申請となりました。都市計画用途地域内にある第 3 種農地です。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 2 番について承認します。次に申請番号 3 番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。
上村委員	記載事項を確認しました。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。
事務局	申請番号 3 番について説明します。地図は 13 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地周囲は住宅地が広がり、静かで環境もよく住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので 3 番について承認します。以上、議案第 5 号について、5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 16 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。16 ページ 8 番 9 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。10 番は、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の設定となります。次に 17 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、全て田で 6,298 m²となっています。次に 18 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 2 回総会時点での令和 7 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,560 m²、再設定が 20,172 m²、農業公社による利用権の新規設定が 2,883 m²、再設定が 4,157 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 6 号について承認します。次に、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。20 ページをご覧ください。解約件数は 5 件、総合計は 9 筆で 12,637 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 3 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和7年第1回の総会を閉会します。

議 長 境 良 一 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印

議事録署名人 那須 千代 印